

施本第 1 3 7 6 号 (CFA)

平成 1 9 年 8 月 3 0 日

末尾記載 殿

防衛施設庁長官

在日合衆国軍隊の用に供する国有財産及び民公有財産の一時使用等の許可に係る審査基準等についての一部改正について（通達）

参照：平. 6. 9. 30. 付施本第1753号 (CFA)

「在日合衆国軍隊の用に供する国有財産及び民公有財産の一時使用等の許可に係る審査基準等について（通達）」

標記について、下記のとおり定め、平成 1 9 年 9 月 1 日から適用することとしたので通達する。

記

別添 2 の 1 の（4）中「防衛施設局長又は防衛施設支局長（以下「局長等」という。）」を「地方防衛局長又は地方防衛支局長（長崎防衛支局長を除く。以下「地方防衛局長等」という。）」に、「防衛施設庁施設部長（以下「施設部長」という。）」を「地方協力局長」に改める。

別添 2 の 2 中「局長等」を「地方防衛局長等」に改める。

別添 2 の 3 中「局長等」を「地方防衛局長等」に、「防衛施設庁長官」を「地方協力局次長」に改める。

別添 2 の 4 中「局長等」を「地方防衛局長等」に改める。

別添 2 の 6 の（1）中「イーズメント使用料等算定基準（昭和 6 0 年防衛施設庁訓令第 1 9 号）第 2 条」を「「イーズメント使用料の算定について（

通達)」(平成19年8月30日付け施本第1387号)第1の2」に改める。

別添2の6の(3)、6の(4)、6の(6)、6の(7)及び6の(8)中「局長等」を「地方防衛局長等」に改める。

別添2の7の(1)中「局長等」を「地方防衛局長等」に、「施設部長」を「地方協力局次長」に改める。

別添2の7の(2)、8、9、10の(1)、11、12、13、14及び15中「局長等」を「地方防衛局長等」に改める。

別添2の16中「局長等」を「地方防衛局長等」に、「駐留軍の用に供する土地等の賃借等処理要領(昭和38年防衛施設庁訓令第17号)第41条」を「駐留軍の用に供する土地等の賃借等の処理に関する訓令(平成19年防衛省訓令第76号)第41条」に改める。

別添2の17中「局長等」を「地方防衛局長等」に、「施設部長」を「地方協力局長」に改める。

別添2の18中「施設部長」を「地方協力局長」に改める。

以 上

本信あて先：各防衛施設局長
各防衛施設支局長

在日合衆国軍隊の用に供する民公有財産の 一時使用等の許可に係る審査基準等

1 使用又は収益を許可する範囲

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和27年法律第110号。以下「法」という。）第4条第1項の規定により、在日合衆国軍隊に提供中の民公有財産（以下「提供民公有財産」という。）をその用途又は目的を妨げない限度において、国以外の者の使用又は収益の許可（以下「一時使用等の許可」という。）ができる範囲の基準は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 公共の利益となる事業の用に供する場合
- (2) 申請に係る提供民公有財産を国に供与している者（以下「所有者等」という。）の用に供する場合
- (3) 使用又は収益の期間が短期間である場合
- (4) 前3号に定めるもののほか、地方防衛局長又は地方防衛支局長（長崎防衛支局長を除く。以下「地方防衛局長等」という。）が特別の理由により一時使用等の許可をすることを必要と認め、あらかじめ地方協力局長に協議してその承認を得た場合

2 一時使用等の許可の申請

地方防衛局長等は、一時使用等の許可の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）から次に掲げる事項を記載した申請書を提出させなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名（法人にあっては、名称、住所及び代表者名）
- (2) 申請に係る提供民公有財産の所在する施設名、所在地、区分（種目）及び数量
- (3) 使用又は収益の目的及び内容
- (4) 使用又は収益の期間
- (5) 使用料
- (6) 申請に係る提供民公有財産について現状変更（建物又は工作物の新設を含む。以下同じ。）をしようとする場合は、現状変更に係る部分の区分（種目）及び数量並びに現状変更の内容及び理由

(7) その他地方防衛局長等が必要と認める事項

3 施設特別委員会への提案の上申

地方防衛局長等は、一時使用等の許可をしようとするときは、現地合衆国軍隊の意向を確認の上、地方協力局次長に対し施設特別委員会への提案の上申書を提出しなければならない。

4 一時使用等の許可の拒否

地方防衛局長等は、当該事案の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、一時使用等の許可を拒否するものとし、行政手続法（平成5年法律第88号）第8条の規定により、申請者に対し理由を書面により示さなければならない。

- (1) 第1項第1号から第4号までに該当しない場合
- (2) 現地合衆国軍隊の内諾が得られなかった場合
- (3) 合同委員会において承認が得られなかった場合
- (4) その他当該財産の管理上支障があると認められる場合

5 一時使用等の許可の期間

一時使用等の許可の期間及び当該期間の更新は、使用又は収益の態様に応じて1年以内とするものとする。

6 使用料

- (1) 使用料は、一時使用等の許可をする提供民公有財産（以下「使用財産」という。）に係る使用又は収益の期間の属する年度（以下この号において「当該年度」という。）の1年分の賃借料相当額（「イーズメント使用料の算定について（通達）」（平成19年8月30日付施本第1387号）第1の2に規定する賃借料相当額をいう。以下この項において同じ。）に、イーズメント使用料等算定基準の例によって得た割合を乗じて得られる額を年額とし、使用又は収益の期間に応じて年額又は月額（月未満の端数を生じたときは、日数に応じて日割計算する。）をもって定める。ただし、当該使用又は収益の期間に対応する当該年度の賃借料相当額の100分の90を超えないものとする。

- (2) 次号の規定により使用料を減額して改定することが見込まれる場合の使用料は、前号の規定により算定される使用料（次号の規定により改め

て算定されるものを除く。以下「第1号使用料」という。)に100分の80を乗じて得た額をもって定める。

- (3) 地方防衛局長等は、使用又は収益の期間中又はこの期間満了後に使用財産に係る賃借料相当額が改定された場合には、改定後の賃借料相当額を基に、第1号の規定により改めて使用料を算定し、提供民公有財産一時使用許可書の使用料を改定するものとする。
- (4) 地方防衛局長等は、使用料が第2号の規定によるものである場合において、前号に規定する使用財産に係る賃借料相当額の改定がなかったときは、第1号使用料をもって使用料とし、提供民公有財産一時使用許可書の使用料を改定するものとする。
- (5) 前4号の規定にかかわらず、飛行場、電柱敷その他の国有財産について、特に定めのある場合には、これを準用する。
- (6) 地方防衛局長等は、使用料を前納させるものとする。ただし、特別の事情があるときは、分割して定期に前納させることができる。
- (7) 地方防衛局長等は、使用者が使用料を指定納入期日までに納入しないときは、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文に規定する率により計算した金額を延滞金として徴さなければならない。
- (8) 地方防衛局長等は、第10項の規定により使用又は収益を中断させ、第11項第1号の規定により一時使用等の許可等を取り消し、又は法第4条第2項の規定により使用又は収益の権利が消滅した場合には、請求に基づき使用料の一部若しくは全部を免除し又は返還することができる。

7 一時使用等の許可

- (1) 地方防衛局長等は、日本国と合衆国との間に合意が成立した旨の地方協力局次長からの通知があった後、一時使用等の許可を提供民公有財産一時使用許可書を交付して行うものとする。
- (2) 地方防衛局長等は、一時使用等の許可に際して必要と認めるときは、許可の条件の一部を変更することができる。

8 使用の方法等

- (1) 地方防衛局長等は、使用財産について現状変更を伴わない一時使用等の許可をした場合は現状のまま、現状変更を伴う一時使用等の許可をした場合はその範囲で使用者に使用又は収益をさせ、かつ、維持保存をさ

せなければならない。

- (2) 地方防衛局長等は、使用者が使用財産について支出した必要経費及び有益費その他の費用の償還はこれを行わないものとする。

9 現状変更

地方防衛局長等は、一時使用等の許可に係る部分の現状変更については、当該現状変更が合衆国軍隊の正規の使用の目的にとって有害でないこと、及び必要やむを得ないものであることが確認されたときに限り認めるものとする（一時使用等の許可をした後における現状変更についても同様とする。）。

10 使用又は収益の中断

- (1) 地方防衛局長等は、使用又は収益の期間中に、協定条件（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第2条第4項（a）ただし書による合意（これに基づく現地協定を含む。）をいう。次項において同じ。）に基づいて合衆国軍隊が使用財産を一時的に使用することとなったときは、使用者の使用又は収益を直ちに中断させ、合衆国軍隊の用に供さなければならない。
- (2) 前号の規定により使用又は収益を中断させた使用財産について合衆国軍隊の当該使用が終了した時になお使用者の一時使用等の許可の期間が満了していない場合は、従前の使用者に引き続き使用又は収益をさせるものとする。

11 一時使用等の許可の取消し

地方防衛局長等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、一時使用等の許可の全部又は一部を取り消さなければならない。

- (1) 合同委員会において、使用財産に関する従前の合意に抵触する新たな合意が成立した場合又は協定条件に基づき使用又は収益を終了させるよう合衆国政府から通告があった場合
- (2) 使用者が一時使用等の許可の条件に著しく違反した場合
- (3) 使用者が使用期間の開始後30日を経過しても正当な理由なく使用又は収益を開始しない場合

12 使用財産の返還

(1) 地方防衛局長等は、次のアからエまでのいずれかに該当する場合は、使用者から遅滞なく使用財産を国に返還させなければならない。

ア 法第4条第2項の規定により使用又は収益の権利が消滅した場合

イ 一時使用等の許可の期間が満了した場合

ウ 前項の規定により一時使用等の許可を取り消した場合

エ 使用者が使用又は収益を辞退した場合

(2) 地方防衛局長等は、現状変更を伴う一時使用等の許可をしている使用財産を返還させるときは、使用者の負担で当該使用財産を原状に回復させなければならない。ただし、地方防衛局長等は前号アの規定により使用財産を返還させる場合は、所有者等の同意を得て使用者の原状回復の義務を免除することができる。この場合において、地方防衛局長等は所有者等が損失の補償を請求するときは、使用者に原状回復費相当額又は現状変更により生じた損失相当額を国又は所有者等に補償させなければならない。

(3) 地方防衛局長等は、前号の規定により使用者に原状回復をさせた場合には、原状回復の工事期間中の使用料に相当する額を管理費として使用者に負担させなければならない。

13 聴聞手続等及び理由の提示

地方防衛局長等は、許可の取消し又は使用若しくは収益の中断の不利益処分をする場合は、行政手続法第13条第1項の規定により聴聞又は弁明の機会に関する手続を経るとともに、同時に、同法第14条の規定により当該不利益処分の理由を書面により示さなければならない。

14 教示

地方防衛局長等は、一時使用等の許可又は許可の取消し等の行政処分（行政手続法第27条第2項の適用があるものを除く。）をする場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項及び行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項の教示をするものとする。ただし、一時使用等の許可の更新に対して、同一財産の同一条件による一時使用等を許可する場合で、前回の許可の際教示しているときはこの限りでない。

15 所有者等の利益尊重

地方防衛局長等は、一時使用等の許可に際しては、所有者等の利益を損なうことのないよう措置しなければならない。

16 所有者等に対する特例

地方防衛局長等は、所有者等から一時使用等の許可の申請がなされた場合には、第5項から第7項までの規定にかかわらず、駐留軍の用に供する土地等の賃借等の処理に関する訓令（平成19年防衛省訓令第 号）第41条の改定契約を行うことにより所有者等に使用又は収益させることができる。この場合には、当該契約によって、許可の条件と同一内容の条件を約定するものとする。ただし、地方防衛局長等が必要と認める場合には、許可の条件と異なる条件を約定することができる。

17 特殊事例

地方防衛局長等は、この要領により難しい場合は、地方協力局長に協議しなければならない。

18 細部事項

この基準を実施するために必要な細部の取扱いについては、地方協力局長の定めるところによるものとする。